

受章おめでとうございます

# 春の褒章・叙勲、危険業務従事者叙勲

長年の功績がたたえられ、次のかたがたが春の褒章・叙勲、危険業務従事者叙勲を受章されました。



瑞宝単光章

いよべ ひろし  
**伊与部 博**  
61歳・ひがしの二丁目  
防衛業務功労  
元防衛技官



叙勲  
旭日小綬章

おがさわら やすひろ  
**小笠原 恭裕**  
75歳・奥瀬字下川目  
林業振興功労  
元県森林組合連合会  
代表理事会長



褒章  
藍綬褒章

いなもと みほこ  
**稲本 美穂子**  
66歳・東二番町  
調停委員



瑞宝単光章

はせがわ きよのり  
**長谷川 清則**  
71歳・東十一番町  
警察功労  
元県警部



危険業務従事者叙勲  
瑞宝双光章

つじうら かつのり  
**辻浦 勝憲**  
71歳・西十四番町  
消防功労  
元十和田地域広域事務  
組合消防司令長

## 東日本大震災で親族が被害に遭われたかたへ

東日本大震災により親族が被災された市民のかたに対し、高速道路無料化のための被災証明書を交付します。

**対象** 本市に住民登録しているかたで、震災で親族が死亡や行方不明、住家が全壊もしくは半壊、または東京電力福島原子力発電所事故により避難を余儀なくされたかた

**親族の範囲** 配偶者、子、父母（養父母を含む）、孫、祖父母（養父母の父母および父母の養父母を含む）、兄弟姉妹

**申請に必要なもの**

▶ 戸籍謄本、戸籍の附票（被災者との関係および死亡者または行方不明者の被災時の住所を確認）など

※本市に本籍がある場合は、本市で戸籍情報の確認が可能で、かつ、確認することについて申請者本人の同意があるときは、本人の費用負担が生じません。

※本市以外に本籍がある場合は、他市町村における戸籍謄本交付に要する費用は、申請者の負担となります。

- ▶ 住家の全壊・半壊の場合は、原則として被災自治体発行の罹災証明書（コピー可）
- ▶ 申請者の身分証明書
- ▶ 代理人のかたは委任状

※東日本大震災による死亡者または行方不明者であることの照合は、被災各県などのホームページにより市が確認します。ただし、ホームページで行方不明者名簿を公表していない場合は、申請者において搜索願を届け出していることが分かる証明書の提出が必要です。

申請場所 市民課、十和田湖支所  
☎総務課⑤6703